

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区国民健康保険運営協議会（令和3年度 第1回）
事務局(担当課)		区民部国民健康保険課
開催日時		令和3年10月26日（火曜） 午後6時00分～6時40分
開催場所		議員協議会室（区役所本庁舎8階）
議 題		<p>1. 開会 （1）区民部長あいさつ</p> <p>2. 報告 （1）国民健康保険事業の実績及び取り組みについて [資料1、2、3] （2）令和3年度国民健康保険事業会計の補正について [資料4] （3）傷病手当金の支給に係る規則改正について [資料5]</p> <p>3. 質疑</p>
公開の可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 傍聴人数    人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	池田裕一（議長）、木村雅章、笹原玲子、平野敏夫、武藤節子、安井敦子、 折目由紀彦、久保信彦、佐野雅昭、高草木章、 河原弘明、古堺としひと、小林ひろみ、ふるぼう知生、 計良邦昭、山崎広 （16名 敬称略）
	その他	
	事務局	区民部長、国民健康保険課長、地域保健課長、 国民健康保険課管理係長、同資格・保険料係長、同整理収納係長、同特別整理係長、 同給付係長、同財政運営係長、 高齢者医療年金課後期高齢者医療係長、地域保健課保健事業係長、 国民健康保険課職員（1名）

# 会 議 録

会 議 の 結 果	報告事項 3 件
提出された資料等	資料 1 令和 3 年版としまの国保（令和 2 年度実績） 資料 2 国民健康保険料 収納率向上の取り組み 資料 3 豊島区疾病大分類別医療費 年度別一覧 資料 4 令和 3 年度国民健康保険事業会計の補正について 資料 5 傷病手当金の支給に係る規則改正について
その他	

## 令和3年度 第1回豊島区国民健康保険運営協議会会議録

### ○国民健康保険課長

皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和3年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は国民健康保険課長の倉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、また、夜間の開催にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

現在の委員の出席者数は16名でございます。協議会開催の委員定足数に達していることをご報告いたします。

まず、1名の委員の方に交代がございましたので、皆様にご紹介申し上げます。保険医・保険薬剤師を代表する委員の方でございます。久保 信彦（くぼ のぶひこ）様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、被保険者を代表する委員1名につきましては、令和3年10月17日付任期満了に伴い、公募選考を行ったところでございます。その結果、引き続き、木村 雅章（きむら まさあき）様をお願いすることとなりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは池田会長、進行よろしくよろしくお願いいたします。

### ○会長

はい。それではこれより、令和3年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を開会いたします。なお、本日の議事録署名委員は、佐野 雅昭（さの まさあき）委員さん、平野 敏夫（ひらの としお）委員さんをお願いいたしたいと思っております。

それでは初めに、副島区民部長よりご挨拶がございます。

### ○区民部長 （挨拶）

### ○会長

それでは、本日出席の理事者をご紹介させていただきます。副島区民部長、倉本国民健康保険課長、坂本地域保健課長でございます。

それでは議事に入ります。まず申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点並びに夜間の開催ということもございますので、本協議会の会長といたしまして、1時間程度を目安に全ての議事を終了できればと考えております。必要な質疑を妨げるものではありませんけれども、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は区から当運営協議会に報告が3件あるようでございます。進め方といたしましては、まず、「国民健康保険事業の実績及び取り組みについて」理事者から説明していただき、質疑応答を行いたいと思っております。続いて、「令和3年度国民健康保険事業会計

の補正について」と「傷病手当金の支給に係る規則改正について」の2件まとめて、理事者から説明していただき、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長 （説明） [資料1](#) [資料2](#) [資料3](#)

○会長

はい。それでは説明が終わりましたので、委員の皆様からご発言をいただきたいと思います。なお、発言の際はお手元のマイクスイッチを入れてからご発言いただくようお願いいたします。それではご質疑ある方、挙手をお願いいたします。

○委員

としまの国保の32ページに、非自発的失業者の軽減賦課状況というのがあります。これが令和2年度、対象者が大変増えているので、この制度は悪いものじゃないんですけど、その理由と、それから今年の状況がわかったら教えてください。

○国民健康保険課長

はい、令和2年度は増えているという状況の分析でございますが、これはやはり新型コロナウイルス感染症の影響で退職をされて国民健康保険に加入したという方が増えていらっしゃるのかなというふうには考えているところでございます。

今年度の今の状況ですが、昨年度と今年度の9月時点の数値で比較しますと、昨年度の9月時点で659件でございました。今年度は397件と減少してございます。

○委員

先ほど申し上げたように、これ自体は、つまり社会保険に入っていた人が国保に入ると前年度収入が多いので、国保料がものすごく高くなる。それを、給与収入3分の1、3割にして計算することで、保険料を軽減するわけですけど、そういう方が、自発的、つまり、自分で辞めたというんじゃない方が増えていたというのは、やっぱり去年1年はかなり深刻だったんだなあというのがわかります。

今年は397件っていうふうにお話がありましたが、そうすると例年並みぐらいついていう、例年並みって変ですけど、令和元年とか30年とか、そのぐらいの感じなんですかね。それよりも少ないっていうイメージでしょうか。

○国民健康保険課長

すみません。正確な数字を持っていないのですが、それよりも少ないのではないかと、大きい少ないということはないのですが、平年よりは若干少ないのかなという感覚では思っております。

○委員

ありがとうございます。それで、やっぱりこの制度を知らないとうまくいかないんですけど、これ、本人から申請がないと適用されないっていう、多分一般的にはなっているとと思うんですけど、その辺の周知とかはどうでしょうか。

○国民健康保険課長

退職されると、多分、次のお勤め先ということでハローワーク等に行かれると思うのですが、ハローワークにおいて雇用保険の手続をされる際にもご案内をされているようです。また、区の窓口においても、加入にいらしたときには案内をしており、当然区ホームページや国保のしおりでも周知をしているところでございます。

○会長

ほかご質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に参ります。続いて「令和3年度国民健康保険事業会計の補正について」、「傷病手当金の支給に係る規則改定について」、理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長 (説明) 資料4 資料5

○会長

はい、説明が終わりました。ただいまのご報告に関して、何かご質疑等ございますでしょうか。

○委員

先程、去年の令和2年度の傷病手当金と保険料の減免については報告がありました。補正予算をやったわけですけれども、今年状況はどんな状況になっているのでしょうか。

○国民健康保険課長

本年の状況でございます。令和3年度9月末時点でございますが、決定件数が12件でございます。支給額は64万2,007円でございます。ただ、問合せについては、やはりこの8月9月からコロナ感染のピークがありましたので、まず、この手当自体、窓口に来るのではなく、感染症ということもありますので、電話で問合せいただいて状況確認してから申請いただくというような扱いをしております。問合せ件数としては、8月が38件で9月が66件と数が増えております。

全てが該当になるわけではないのですが、問合せ件数としては増えてございますので、9月末で決定12件の60万2,007円ですが、今後、この件数が増えていくだろうということは想像がついているところでございます。

○委員

今、傷病手当の数字をいただきましたが、保険料の減免などもやはり申請者が多いのでしょうか。

○国民健康保険課長

失礼いたしました。コロナ減免については、去年の約6割程度でございます。10月当初の件数で言うと、決定件数が1,445世帯ということです。決定額としては、2億円余りを決定しております。昨年比で言うと、やはり6割弱の数字でございます。

○委員

両方とも大事なことだと思います。それで傷病手当のほうは、実は条件が厳しいので、つまり、給与所得じゃないと駄目っていうようなことがあって、例えばフリーランスとか、自営業者はなかなか適用にならないので、条件厳しいので、少し、そこは改善をずっと求めてきたところですが、これ自体が必要なことだと思っておりますので、引き続き、改善をしてもらうようにだけ要望しておきます。終わります。

○会長

ほかにご質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは予定していた報告は全て終わりました。事務局より何かございますでしょうか。

○国民健康保険課長

はい。それでは机上に置かせていただきましたマイナンバーカードのA4カラー両面刷りのチラシでございます。マイナンバーカードが保険証として利用できるというオンライン資格確認の本格運用が10月20日から始まりました。これに伴って周知用に作成したものでございます。一旦、3月にも運用を開始するといったときにも、歯科医師会さん薬剤師会さん、医師会さんにご協力いただいたところでございますが、またちょっと改めてですね、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、ちょっと、お話をさせていただければと思ひます。こういう周知のチラシを作ったものでございます。

実際、保険証として利用するにあたっては、マイナンバーカードの登録が必要となりますので、これ自体は、事前にご自身のスマートフォンとかで登録出来ますが、国保課や高齢者医療年金課の窓口でも支援をしていますということでホームページと広報としまでも登録支援を行っていることも周知してございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○会長

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。